

## 任期付職員の募集について

令和8年1月9日  
経済産業省イノベーション・環境局  
イノベーション創出新事業推進課

経済産業省イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課は、スタートアップの育成やスタートアップ・エコシステムの形成・発展のための政策企画・立案等を担っておられます。具体的には、スタートアップの育成に資する資金調達環境の整備やガバナンスに係る法制度、規制改革の推進などを行うことを予定しています。

このため、スタートアップ関連施策（特に、法制度（スタートアップ関連税制含む）・ガバナンス・資金調達に係る制度）の企画立案及び執行を行いうる職員を募集しております。希望者は下記の要領で応募してください。

### 記

#### 1. 応募資格

スタートアップ企業に関する業務の経験（スタートアップに対しての法令上の助言等を行う業務を含む。）を有する者。法曹資格を有する者で、弁護士法人等において法制度の分析等の実務経験を有する者。日本国籍を有すること。

#### 2. 募集人数

2名

#### 3. 採用期間

令和8年4月1日以降、1年から2年間程度を予定。

#### 4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、実績等を考慮の上決定します。勤務地は経済産業省本省（千代田区霞が関）、通常の勤務時間は9時30分から18時15分となります（週5日、土日祝日を除く）。

## 5. 業務内容

以下の業務を想定しておりますが、全体の業務の状況及び本人の希望等を踏まえて決定します。

- (1) スタートアップの育成やスタートアップ・エコシステムの形成・発展に係る企画立案、国内外の法制度や資金調達・ガバナンスを含む調査・調整業務
- (2) その他、関連する政策の企画立案を含む業務

## 6. 応募方法

- ①履歴書（写真貼付）
- ②職務経歴及び応募理由書（A4判用紙1～2枚程度にまとめたもの。様式自由）  
を郵送又は電子メールにてご提出ください。

## 7. 応募締切

令和8年1月30日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

※但し、応募期間中に採用者が決まった場合には、その時点で応募を中止させて頂きます。

## 8. 選考方法

書類選考の後、経済産業省職員が面接を行います。書類選考には数日～2週間程度かかります。面接の連絡は、書類選考を通過した方のみに行います。

なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

## 9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報は、本採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

## 10. 応募書類の提出、問い合わせ先

経済産業省イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課

担当：榎

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話: 03-3501-1628

事務局 E-mail: [bzl-s-sansei-sinnkizigyouuisinn@meti.go.jp](mailto:bzl-s-sansei-sinnkizigyouuisinn@meti.go.jp)